

「介護職員等特定処遇改善加算」算定の「見える化要件」について

■「介護職員等特定処遇改善加算」の算定について

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 現場環境等要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための労務改善の取組」「やりがい・働きがいの醸成」について、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること

■見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

【入職促進に向けた取組】

- ・ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

【両立支援・多様な働き方】

- ・ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。
- ・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の活用と整備
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施

【生産性向上のための労務改善の取組】

- ・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施